

令和元年度 第3回国民健康保険運営協議会 会議録（要約）

開催日時	令和2年1月24日（金）18：25～18：50
開催場所	江別市民会館 36号室
出席委員（9名）	佐藤 功、丸岡 里香、野呂 三之、伊藤 公一、歸來 みどり、木津谷 吉子、高橋 俊文、山田 勉、佐藤 浩之
欠席委員（2名）	荻野 薫、穴澤 勝史
事務局（7名）	健康福祉部長、健康福祉部次長、総務部納税課長、国保年金課長、国保年金課係長2名、国保年金課主査1名
議事	<p>1 開会</p> <p>2 報告事項 （1）令和2年度国民健康保険事業費納付金確定額について （2）令和2年度税制改正の動向について</p> <p>3 諮問事項 令和2年度国民健康保険税の課税限度額の改定について</p> <p>4 その他</p> <p>5 閉会</p>

国保年金課長	<p>定刻より少し前ですが、全員揃いましたので、ただいまから、令和元年度第3回江別市国民健康保険運営協議会を開会いたします。</p> <p>本日の会議は、荻野 薫委員、穴澤 勝史委員から欠席する旨の連絡がありました。</p> <p>江別市国民健康保険運営協議会規則に基づき、定数11名の委員中9名のご出席をいただいておりますことから、本日の運営協議会は成立しているものであります。</p> <p>なお、傍聴者2名がおりますことを、ご報告いたします。</p> <p>本日は、前回の会議でいただいた意見を踏まえまして、令和2年度国民健康保険税の課税限度額の改定について諮問させていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>これより本日の議事に入りますが、この後の進行につきましては、佐藤会長にお願いいたします。会長よろしくお願いいたします。</p>
佐藤会長	<p>それでは、順次、次第に従いまして、議事を進めさせていただきます。</p> <p>2 報告事項（1）「令和2年度国民健康保険事業費納付金確定額について」を議題といたします。</p> <p>事務局から報告願います。</p>
国保賦課係長	<p>2 報告事項（1）「令和2年度国民健康保険事業費納付金確定額について」、ご説明します。資料1ページをお開きください。</p> <p>前回の協議会において、国保税の算定基礎となる江別市分の国保事業費納付</p>

	<p>金の概算額についてご説明いたしました。このたび北海道から当該納付金の確定額が示されたところです。</p> <p>そこで、中段以降の「国保事業費納付金確定額と納付財源」ですが、上の行の左端の欄、道が算定した江別市の国保事業費納付金確定額 a は、30億6,610万4千円となりました。なお、概算額は約30億8,400万円でしたので、約1,800万円減少しております。</p> <p>ここから個別歳入である「国・道支出金」や「一般会計繰入金」などと、個別歳出である「保健事業」や「特定健康診査等費用」などを加減算した b の6億2,467万5千円を差し引くと、保険税収納必要額 c は24億4,142万9千円となります。</p> <p>これに対し、課税限度額や税率を変更しなかった場合の国保税の収納見込額 f は、23億2,430万9千円となるため、不足見込み額は、右端の欄 f - c に記載のとおり1億1,712万円となるものであります。</p> <p>このことを受けまして、前回の協議会においてもご議論をいただいたところではあります。後ほど諮問事項でご審議いただきます。「国民健康保険税の課税限度額の改定について」に基づき、課税限度額を58万円から61万円に3万円引き上げることにより、下の行の左端の欄、基礎課税分限度額引き上げによる増加見込 g は、646万5千円となります。</p> <p>それでもなお、不足が見込まれる下段の表 f - c の1億1,065万5千円については、不足額の全額を国保積立基金の一部から繰り入れることにより、税率及び均等割・平等割を据え置きたいと考えているところであります。</p> <p>次に資料2ページをお開きください。</p> <p>「国保事業費納付金と財源不足見込額等の将来推計」については、前回の当協議会にて概算額をもとにご報告させていただきましたが、被保険者数のほか、激変緩和前納付金や個別歳入歳出差引額は変わらない前提で推計したものであります。</p> <p>表に記載のとおり、道の算定方法によりますと、今後、行番号 c の激変緩和措置適用額が減少し、行番号 d の国保事業費納付金が増加するため、行番号 g の財源不足見込額は年々増加していくことが予想されます。</p> <p>そこで、この財源不足額を補うために、保険事業や医療費適正化事業を一層強化し、更なる歳入確保に取り組む必要があります。</p> <p>そのうえで、税負担の公平性を確保するために限度額の引き上げを含めた税率等の見直しや国民健康保険積立基金の活用などについて今後も継続的に検討していく必要があると考えております。</p> <p>報告は以上です。</p>
佐藤会長	ただいま事務局から、報告事項(1)「令和2年度国民健康保険事業費納付金確定額について」の報告がありましたが、ご質問はございませんか。
佐藤委員	基金残高が7億4,347万5千円あるが、2021年度の財源不足見込額が約2億4千万円、2022年度が約3億3千万とあり、近い将来不足すると

	<p>いう説明でしたが、税率見直しの検討はいつ頃になるのか。</p>
国保年金課長	<p>資料にお示ししている財源不足見込み額は、実績からの推計した数値であり、今後、記載のとおり不足するかは不確定な部分が多いことから、税率の見直し時期の明確な予定は決まっておりません。状況が変わるたびに財政見込を推計し、当運営協議会にお諮りしながら検討していきたいと考えております。</p>
佐藤会長	<p>財源不足見込み額については、あくまで概算であり、今後の当運営協議会で議論していくことでよろしいですね。</p> <p>本件を終わります。</p> <p>次に、報告事項（２）「令和２年度税制改正の動向について」を議題といたします。</p> <p>事務局から報告願います。</p>
国保賦課係長	<p>それでは、令和２年度税制改正の動向についてご報告いたします。</p> <p>資料の３ページをお開きください。</p> <p>令和２年度税制改正大綱が令和元年１２月１２日に閣議決定されましたので、国民健康保険税に関連する改正についてご報告いたします。</p> <p>改正内容の１点目は、課税限度額の見直しで、基礎課税額の課税限度額を６１万円から６３万円に、介護納付金の課税限度額を１６万円から１７万円に、合計で３万円引き上げられる見込みとなっております。</p> <p>本改正につきまして、国は令和２年度施行として進める見込みであります。本市におきましては、これまでの対応と同じように、当運営協議会において慎重な審議をいただいた上で、道から示される国保事業費納付金なども踏まえ、令和３年度からの施行に向けて検討してまいりたいと考えております。</p> <p>２点目は、低所得者に係る軽減判定所得の見直しであります。</p> <p>現在、国民健康保険税では、被保険者１人につき負担していただく均等割と、１世帯につき負担していただく平等割については、世帯の所得に応じて、段階的に７割・５割・２割の軽減を行う制度がありますが、このうち５割及び２割軽減の判定所得の基準を、昨今の経済動向等を踏まえて見直し、対象世帯を拡大しようとするものです。</p> <p>本改正につきましては、低所得者等の負担軽減という国の趣旨を踏まえ、令和２年度の課税分から適用したいと考えております。</p> <p>適用にあたっては、国民健康保険税条例を改正する必要がありますことから、「地方税法施行令等の一部を改正する政令」の公布時期などを見極めた上で、議会対応など、適切に対応してまいりたいと考えております。</p> <p>なお、下段には、今回の改正によるイメージ図を掲載しておりますので、ご参照願います。</p> <p>続きまして、資料の４ページをお開きください。</p> <p>３点目は、軽減判定所得の計算方法の見直しであります。</p> <p>本改正につきましては、まず、前提として平成３０年度税制改正により令和３年度から施行される基礎控除等の変更内容からご説明させていただきます。</p>

	<p>国は、自営業やフリーランス、農業などの様々な働き方に対応した働き方改革を後押しする観点から、個人所得課税における給与・年金収入にのみ適用される給与所得・公的年金等控除を10万円引下げ、すべての所得に適用される基礎控除を10万円引き上げる改正を平成30年度に行っております。</p> <p>この結果、図の右側補足にありますとおり、自営業やフリーランス、農業など事業収入だけの世帯にとっては、基礎控除10万円の引き上げ分のみ適用され、保険料算定の基礎となる課税所得が減り、税負担が軽くなることとなります。</p> <p>一方、保険者にとっては、保険料収入が減少することになり、令和3年度以降の国保税の減収要因となります。</p> <p>次に、今次税制改正による軽減判定所得の算定方法の見直しの内容について、下段の表に沿ってご説明いたします。</p> <p>改正内容は、軽減判定所得の算定に用いる基礎控除について、現行の33万円から43万円に10万円引き上げるとともに、同一世帯における給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じた額を加えるというものであります。</p> <p>これは、平成30年度税制改正による給与所得控除等の引下げの影響で軽減世帯が対象外になるといった不利益が生じないよう、給与所得者等の数に応じて基礎控除を増額するというものです。</p> <p>例えば、世帯内の給与所得者等が1人の場合は、単純に基礎控除が33万円から43万円になるだけで、給与所得控除等の減額と基礎控除の増額が釣り合うこととなります。</p> <p>しかし、世帯内の給与所得者等が2人以上の場合は、基礎控除の額を10万円引き上げるだけでは給与所得控除の減額に釣り合わないため、所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じた額を加えるというものです。</p> <p>具体的には、給与所得者等が2人の場合、基礎控除の引き上げ10万円と、$(2-1) \times 10$万円の計20万円が軽減判定所得に加えられるというものであります。</p> <p>この改正につきましては、令和3年度からの基礎控除見直しと時期をあわせるため、施行は、令和3年度とされております。</p> <p>当市におきましても、令和3年度から適用できるよう、見直しに必要なシステム改修等の準備を進めてまいりたいと考えております。</p> <p>報告は以上です。</p>
佐藤会長	<p>ただいま事務局から、報告事項(2)「令和2年度税制改正の動向について」の報告がありました。ご質問はございませんか。</p> <p>ないようですので、報告事項を終わります。</p> <p>次に、3 諮問事項「令和2年度国民健康保険税の課税限度額の改定について」を議題といたします。</p> <p>それでは、事務局お願いします。</p>
健康福祉部長	<p>それでは、諮問させていただきます。</p>

	<p>本来でしたら、市長から諮問を行うところでございますが、市長が所用のため、代わって私から江別市国民健康保険運営協議会に諮問書をお渡しいたします。</p> <p>令和2年度国民健康保険税の課税限度額の改定について諮問いたします。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。</p>
佐藤会長	<p>ただいま令和2年度国民健康保険税の課税限度額の改定について、市長から諮問を受けました。</p> <p>諮問内容につきましては、前回の運営協議会でも事前に説明がありましたので、内容は概ねご理解いただいていると思っておりますが、改めまして事務局から説明願います。</p>
国保賦課係長	<p>それでは、3 諮問事項 令和2年度国民健康保険税の課税限度額の改定について、先ほどの報告事項においてもご説明しておりますが、資料に基づき申し上げます。</p> <p>諮問書につきましては、写しを机上に配付いたしましたので、ご参照ください。</p> <p>それでは、資料の5ページをお開きください。</p> <p>初めに、1 改定の趣旨であります。国は、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」において、医療保険の保険料に係る国民の負担に公平性を確保するため、国民健康保険の保険料の賦課限度額の引上げを検討することが明記されたことを受け、課税限度額を見直し、引上げを行っております。</p> <p>これにより、課税限度額に到達する収入のある世帯については負担増となりますが、当市におきましても、中低所得層の保険税負担を抑制し、被保険者間の保険税負担の公平性を図るため、国の基準に準拠した改定を行おうとするものであります。</p> <p>次に、2 地方税法施行令の一部改正ですが、平成31年3月29日に改正され、平成31年4月1日から基礎課税分限度額が58万円から61万円に引き上げられており、課税限度額の合計は、96万円となっております。</p> <p>次に、資料6ページをお開きください。</p> <p>3 国民健康保険税課税限度額に到達する世帯収入ですが、給与収入のみの単身世帯、及び世帯主のみ給与収入のある4人世帯の場合の限度額到達収入を記載しておりますので、ご参照ください。</p> <p>最後に、4 令和2年度国民健康保険税課税限度額改定による影響見込みですが、今回の改定による影響世帯数は238世帯で、調定額の増加は668万6千円、歳入額の増加は646万5千円を見込んでおります。その他につきましては、表に記載のとおりであります。</p> <p>諮問の内容は以上です。</p>
佐藤会長	<p>ただいま事務局から、諮問事項の「令和2年度国民健康保険税の課税限度額</p>

	の改定について」の説明がありましたが、諮問のとおり、基礎課税額の課税限度額を58万円から61万円に改定することにご異議ありませんか。
委員一同	異議なし。
佐藤会長	課税限度額を諮問のとおり改定することについて、妥当である旨を答申いたします。 なお、答申書の文案につきましては、私と会長職務代理者である荻野委員に一任いただき、後日当職から市長へ直接お渡しすることにいたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。
委員一同	異議なし。
佐藤会長	それでは、委員の皆様のご承諾をいただきましたので、そのように市長へ答申させていただきます。 以上で諮問事項について終了いたします。 それでは、最後に、4 その他について、委員の皆様から何かありますでしょうか。 ないようでしたら、事務局から何かありますか。
国保年金課長	答申をいただいたのち、2月上旬を目途に答申書の写し及び予算案の概要を郵送にてご報告したいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。
佐藤会長	ただいま事務局より説明がありましたので、委員の皆様におかれましてはその旨お含みおきください。 これをもちまして本日の会議を終了させていただきます。
健康福祉部長	最後に、私から一言皆様にお礼を申し上げます。 前回を含め、2回の協議会において熱心な議論をいただき、誠にありがとうございました。 答申いただいた内容を踏まえまして、令和2年度予算案を提出したいと考えておりますので、今後とも国民健康保険の適正な運営にご協力いただけますよう、よろしくお願いいたします。
国保年金課長	それでは、これもちまして閉会とさせていただきます。 本日は、どうもありがとうございました。
	閉 会